

「Playing Cats (P 猫)」会則

第1条 (名称)

本会の正式名称は「Playing Cats」であり、略称として「P 猫 (ピーネコ)」と称することもできる。主催イベントのイベント名として使用することもできる。

第2条 (所在地)

本会の拠点は府中市を中心とし、調布市、中野区など都内各所で活動を行う。

第3条 (目的)

本会は、音楽を中心としたイベントの企画・運営を通じて誰もが気軽に参加できる交流の場を提供する。

これにより、人と人とのつながりと多様なコミュニティ形成を図るとともに、地域の活性化と人々の豊かな暮らしに寄与することを目的とする。

第4条 (非営利)

本会は、営利を目的としない団体とし、その活動によって得た収入は本会の目的を達成するための活動にのみ使用する。

第5条 (活動)

本会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. ライブイベントの開催
2. セッション会の開催
3. 別団体主催イベントへの参加
4. 別団体主催イベントの後援およびサポート
5. その他目的を達成するためのボランティア活動

第6条 (会員)

本会の会員は、目的に賛同する者で、前条の活動に参加する者とする。

希望者はいつでも本会の入会および退会ができるものとする。

第7条（役員）

本会に次の役員を置く。

1. 会長（主催） 1名
2. 幹部 若干名
3. 会計 1名

第8条（任期）

役員の任期は1年とする。ただし、役員本人から辞任の申し出がなく、かつ会において解任又は改選の決議がない場合は、任期満了後も引き続きその職務を行うものとする。

第9条（会議）

総会は年1回開催し、役員会議は月1回を原則として、開催イベントに応じて適宜開催する。

第10条（会費）

本会は、原則として年会費その他の定期的な会費は徴収しない。

本会の運営又はイベントの実施に必要な費用については、イベントごとに参加費を定め、当該イベントの参加者から徴収する。

第11条（禁止事項）

会員は、本会の活動において次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

1. 本会の目的に反する行為
2. 法令又は公序良俗に反する行為
3. 他の会員又は第三者に対する暴力・セクハラ・誹謗中傷・嫌がらせ・脅迫その他迷惑となる行為
4. 本会の名誉又は信用を著しく傷つける行為
5. 本会の活動を妨害し、又は運営を著しく阻害する行為
6. 本会の名称を利用して、又は本会のイベント内での営利活動、政治活動又は宗教活動を行う行為（本会が承認した場合を除く。）
7. 反社会的行為、犯罪、一般的なモラルに違反する行為
8. 本会で知り得た個人情報その他の機密情報を、本人の同意なく第三者へ開示する行為
9. その他、役員が本会の運営上不適切と認める行為

第12条（違反した場合の措置）

禁止事項に違反した会員に対しては、役員会の決議により、注意、活動への参加停止又は除名の措置を講ずることができる。

第 13 条（改正）

本会則は、役員の協議により変更できるものとする。

【附則】

本会則は 2026 年 4 月 1 日より施行する。

【改訂履歴】

Version 1.0 (2026/3/25) 初版作成